海外赴任帯同に伴う失業給付の受給延長について

第279回

戸塚さん：みらい先生、こんにちは。このたびご縁があり結婚することになりました。

みらい：それはおめでたいですね。

戸塚さん：そこでご相談なのですが、配偶者となる方が海外赴任のため、私は仕事を辞め帯同することにしました。この場合でも失業給付は受けることができるのでしょうか？

みらい：配偶者様の海外勤務期間が3年程度であれば帰国後に受給することができますよ。ただ勤務期間が長引き、日本を離れる期間が4年を超えるようであれば、受給できません。

戸塚さん：まだ予定がわからないので、参考にどのような手続きをしたらよいか教えてください。

みらい：まず失業給付の受給要件として「すぐに働ける状態にあり、働く意思はあるが、失業状態であること」になりますが、今回の場合、海外に帯同する時点で、「すぐに働ける環境にない」とハローワークでは判断され、受給要件を満たさないことになります。そこで利用したいのが、「受給期間延長申請」です。

戸塚さん：受給期間が延びるのでしょうか。

みらい：本来の受給期間は「退職した翌日から1年間」ですが、「やむを得ず働くことができない期間として最大3年間」延長することができるということです。

戸塚さん：それはとても有り難いですね。せっかくの受給資格が無効になるのかとモヤモヤしていました。ちなみに退職してから渡航まであまり日にちがないのですが、申請はいつ行うことができますか？

みらい：離職日翌日から30日経過した日、つまり31日目以降に申請することができます。なので、渡航後で問題ありません。

戸塚さん：渡航前に申請するわけではないのですね。

みらい：そうですね。ただこの延長を含めた期間（4年間）の終了間近で手続きをした場合、まだ全額を受給し終えていなくても、4年を過ぎた時点で受給資格は失効します。受給できる期間＋待機期間を考慮して申請しなくては全額受給できませんので、ご注意ください。

戸塚さん：帰国時期にもよるということですね。

みらい：そうなります。次に延長手続きに必要な書類を渡航前に準備しておきましょう。

必要書類は4点です。

1．受給期間延長申請書：ハローワークで交付されます。

2．離職票：退職後に会社から送付されます。

3．延長理由を証明する書類：配偶者の異動辞令などが該当します。

4．渡航日を証明する書類：一般的にはパスポートの顔写真ページと出国スタンプが押されているページです。

そして代理で申請をしていただけるようにご家族など身近な方に預けておきましょう。その点では、委任状も併せてハローワークから入手しておくとよいですね。

戸塚さん：海外から郵送かと心配になりましたが、代理申請ができるなら安心です。

みらい：申請をすると、延長処理が完了した旨を知らせる手紙と共に、雇用保険受給者資格者証等が届きます。帰国後ハローワークに申し込む際に必要となりますので、大切に保管しておきましょう。またご紹介した書類は一般的事例になりますが、ハローワークによって事前預かりできる場合や追加書類を依頼されることもありますので、お住まいの管轄内にあるハローワークに確認しておくことをお勧めします。

＜筆者紹介＞
みらいコンサルティンググループ
（本社：東京都中央区・国内13拠点）
現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）
JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア
ＵＲＬ：http://www.miraic.jp/

Copyright(C) NNA All rights reserved.
この記事は、アジア経済ビジネス情報を発信するＮＮＡ(株式会社エヌ・エヌ・エー)の許可を得て掲載しています。